

別表六の二（十二） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の13第1項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額⁹」には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積

立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「差引改定取得価額¹⁰₍₈₎₋₍₉₎」は、措置法第68条の13第1項に規定する工業用機械等で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、
$$20\text{億円} \times \frac{\text{一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額}_{10}}{(8)-(9)}$$

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。

4 「機械設備等の概要」には、3の場合の記載に加えて、機械設備等が工業用機械等に該当することの詳細を記載します。